

美術品補償制度部会の設置について（案）

令和 4 年 4 月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2 に関する調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により審議会の権限に属させられた事項について
- (2) 上記（1）に関連する事項について
- (3) その他展覧会における美術品損害の補償に関する法律に関連する事項について

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2（1）及び（2）に掲げる事項については、美術品補償制度部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第12期美術品補償制度部会

(正委員)

宮崎 法子 実践女子大学文学部教授

(臨時委員)

小坂 智子 長崎県美術館館長

新畑 泰秀 (公) 石橋財団アーティゾン美術館教育普及部長

高橋 孝一 SOMPO リスクマネジメント株式会社首席フェロー

田中 豊稲 静岡市美術館長

梅本 武文 (公) SOMPO 美術財団専務理事、SOMPO 美術館館長、安田倉庫株式会社監査役

山梨絵美子 千葉市美術館長

(専門委員)

井口 智子 名古屋市美術館学芸課長

鬼頭 智美 (独) 国立文化財機構東京国立博物館広報室長

小林 宜文 株式会社丹青研究所取締役常務

松下 由里 群馬県立近代美術館次長

吉田 直人 (独) 国立文化財機構文化財活用センター一保存担当課長